



中部電力パワーグリッド



別紙 2

写真提出対象の見直しについて

中部電力パワーグリッド株式会社
配電部

00 主旨（写真提出対象の見直し）

弊社において「写真検査※対象の考え方」を再整理したため、この考え方を踏まえ、各引込工事センターの皆さまに提出いただく写真の精査・明確化を実施いたします。

※当社指示・仕様に基づく工事実施の確認，不適切請求の防止 等を目的とした写真による施工事実の確認

<写真検査対象の考え方（外線工事も含めた配電工事統一の整理）>

- 「書類や現地確認等により、施工の事実が確認できないもの」は写真検査対象
- 「施工後承認を認める工事」は、当社指示の無い工事であることから、施工前写真のみ写真検査対象
ただし、当社による設計時の見落としや、支払項目の記載漏れと解釈される工事は対象から除外
- 活線支払種別は、施工をしなければ目的を満たした工事として完成し得えず、省略行為が不可であることから写真検査対象から除外

写真検査	区分	内容
必要	地表以下の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・地表以下に埋設され、掘り起こさなければ施工の事実確認ができないもの ・事後では施工の事実確認ができないもの（人力掘削工事など）
必要	地表以上の工事で 施工後に不可視となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地表以上の工事において、目視による現地確認では施工の事実確認ができないもの（例：点検工事や接地測定工事） ・施工前の設備状態を証明するものが無いと、施工の事実確認ができないもの（施工後承認工事）
不要	上記以外 (施工後に確認可能、又は省略が不可能)	<ul style="list-style-type: none"> ・伝票に添付されている施工前写真と、現地（施工後）を比較することで施工の事実確認が可能なもの ・工事を完工させるにあたり、省略行為が不可能であるもの（活線工事）

01 施工後承認工事に対する写真提出の廃止

- ・施工後承認の対象は、いずれも「写真検査対象の考え方」の対象外と整理したため、写真提出は不要とします。
- ・なお、施工後承認適用箇所については、引込工事センター直営班に対して半期に1回実施しているしゅん工検査の中で今後重点的に確認させていただきます。

<現行の施工後承認対象に対する写真提出要否の整理>

条件	主な対象工事	写真要否	理由
早見表にて引込線選定ができる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・引込ルートの変更（直引き⇔空中分岐） ・線種変更 ・巨長変更 	不要	書類や現地確認等により、施工の事実が確認できるため対象外
当社からの資材交付が伴わない追加設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・引込腕金取付工事追加 ・アームタイ取付工事追加 ・メッセン取付工事追加 ・支持点または計器の接続替工事追加 	不要	当社の指示(支払)漏れや見落としに起因するため対象外
	<ul style="list-style-type: none"> ・既設引込線に防護管が取付されている場合における防護管工事の追加 	不要	書類や現地確認等により、施工の事実が確認できるため対象外
	<ul style="list-style-type: none"> ・計器BOXの色・要否変更 ・工事が不要となった場合（メッセン新設指示も既設流用した場合等） 	(参考) 不要	「しゅん工検査時に確認している」「追加支払ではなく架空請求等のリスクが低い」ため、当初より写真不要として整理済

02 写真提出対象の明確化

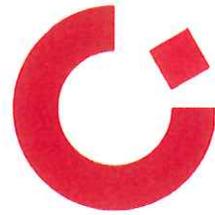
「写真検査対象の考え方」に基づき、写真提出が必要な対象は以下のとおりとします。

<引込内線工事における写真提出対象>

現行※1	変更後
<ul style="list-style-type: none">・個別見積工事・支払種別「引込線無停電※2」「引込線点検」の工事・施工後承認を適用した工事	<ul style="list-style-type: none">・個別見積工事【変更無し】・支払種別「引込線点検」の工事

※1 各支社・事業場間の取り決め等による提出対象は上記には未反映。

※2 スマートメーターの停電有無により、施工の事実を確認可能であることから除外。



中部電力パワーグリッド